

橘地域認定こども園整備事業

公募型プロポーザル実施要領

令和5年10月16日

小田原市

目 次

1 趣旨	1
2 事業概要	2
3 募集要領	3
4 応募資格	5
5 手続等に関する事項	12
6 第1次審査	18
7 第2次審査	19
8 資格の喪失等に関する事項	21
9 契約に関する事項	22
10 契約書等の作成	23
11 支払条件	23
12 監理技術者の専任	23
13 技術提案の責任の所在	23
14 留意事項	24

1 趣旨

小田原市（以下「発注者」という。）が発注する橘地域認定こども園整備事業について、設計、施工及びその他関連する業務において、高い技術力と豊富な経験を有する民間事業者を公募型プロポーザルにより選定するに当たり、必要な事項を定める。

【橘地域認定こども園整備事業】

橘地域には保育所がなく、多くの子育て世帯は近隣町の施設を利用していた状況や、公立幼稚園の園児減少を踏まえ、前羽地区と橘北地区にある公立幼稚園2園を統合し、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ公立認定こども園を下中幼稚園の敷地に整備する。

整備にあたっては、橘地域の子育て世帯を中心にヒアリングやアンケートを実施したが、早期整備への期待が高いことから、令和8年4月開所を目途に整備する。また、これまで培われた地域の方々との繋がりや歴史、周辺の豊かな自然環境、公立幼稚園・保育所で培われた教育・保育に対する知見を基礎とし、子どもたちの主体性や創造性を伸ばし育む新たな運営を目指している。こうした運営を実現するとともに、脱炭素化社会の実現や子どもたちにとって温かみやぬくもりが感じられるよう小田原産木材を活用し、「こどもまんなか」の子育て環境整備を進める。

【コンセプト】

1. 子ども主体の教育・保育の実践を通じ、主体性や創造性などを育む質の高い幼児教育・保育を提供する。
2. 橘地域の恵まれた自然と触れ合い、木のぬくもりに包まれながら、地域のひとたちや学校と連携し、地域に根差した活動を行う。

(1) 安心・安全でぬくもりやゆとりが感じられる施設

- ① 教育・保育に適したゆとりや安心・安全が確保できる施設
- ② 地域産木材を利用し、木のぬくもりが感じられる施設

(2) 教育・保育の質的向上が図れる施設

- ① 支援の必要な子どもの保育がしやすい施設
- ② 子どもが自ら主体的、継続的に遊びができる施設

(3) 保護者、地域、学校等との連携がしやすい施設

- ① 子育て相談や支援機能を持ち、園務システムなどICT等の活用により、保護者や地域との情報共有や連携が図りやすい施設
- ② 地域に溶け込んだ活動がしやすい施設

(4) 地球環境に配慮した持続可能な社会の実現に寄与する施設

- ① 省エネ・創エネ機能を積極的に取り入れたZEB Oriented（正味エネルギー排出を30～40%以上削減した建築物）化相当以上の施設

2 事業概要

(1) 事業名

橘地域認定こども園整備事業

(2) 事業場所

小田原市小船174-1

(3) 事業内容

ア 本事業の構成及び事業内容は以下のとおりとし、詳細については、要求水準書によるものとする。

(ア) 橘地域認定こども園整備事業（第Ⅰ期）（以下「第Ⅰ期事業」という。）

a 基本設計（解体設計含む）

(イ) 橘地域認定こども園整備事業（第Ⅱ期）（以下「第Ⅱ期事業」という。）

a 実施設計（設計意図伝達業務を含む。）

b 建設工事（既存施設解体工事・敷地内の外構整備を含む。）

c 工事監理

イ 本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式を踏まえて、提案書と提案価格による総合的な評価に基づき、優先交渉権者に選定した者と基本的な協定である「橘地域認定こども園整備事業に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）及び第Ⅰ期事業の契約を締結した後、設計の過程で工法、価格等の交渉を行なうことにより仕様を確定した上で予定価格を定め、見積り合わせの後、第Ⅱ期事業の契約を締結し、建設工事等を行う事業である。

(4) 事業期間

第Ⅰ期事業 令和6年2月上旬から令和6年7月31日まで（予定）

第Ⅱ期事業 令和6年9月下旬から令和8年2月28日まで（予定）

(5) 事業費

本プロポーザルにおける提案は、次の区分に応じてそれぞれの事業費上限額の範囲内とする。

（各年度の支払金額については、発注者が第Ⅰ期事業（継続費）及び第Ⅱ期事業（継続費）において設定する金額に基づき設定する。）

ア 第Ⅰ期事業に係る費用の上限額

（基本設計） 11,924,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 第Ⅱ期事業に係る費用の上限額

（実施設計・工事監理） 48,122,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（建設工事） 926,155,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 募集要領

(1) 選考方針

本事業を受注する者（以下「受注者」という。）の選定は、学識経験者及び小田原市の職員で構成する「橘地域認定こども園整備事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、提案書やプレゼンテーション等による審査を踏まえ実施する。

委員会の審査結果を受け、評価が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(2) スケジュール

項番	内 容	日 時
①	参加募集	令和5年 10月 16日（月）
②	質問1の受付期間 （参加申し込み等に関する質問）	令和5年 10月 19日（木） 午前9時から 令和5年 10月 23日（月） 午後3時まで
③	質問1に対する回答 （参加申し込み等に関する質問）	令和5年 10月 27日（金）
④	参加申し込みの受付期間	令和5年 10月 30日（月） 午前9時から 令和5年 11月 2日（木） 午後3時まで
⑤	第1次審査（非公開）	令和5年 11月 上旬
⑥	第1次審査結果の通知	令和5年 11月 10日（金）
⑦	質問2の受付期間 （提案書等に関する質問）	令和5年 11月 13日（月） 午前9時から 令和5年 11月 14日（火） 午後3時まで
⑧	質問2に対する回答 （提案書等に関する質問）	令和5年 11月 21日（火）
⑨	個別対話書の受付期間	令和5年 12月 4日（月） 午前9時から 令和5年 12月 6日（水） 午後3時まで
⑩	個別対話の実施	令和5年 12月 13日（水）
⑪	提案書及び提案価格書等の 受付期間	令和6年 1月 11日（木） 午前9時から 令和6年 1月 16日（火） 午後3時まで
⑫	プレゼンテーション及びヒア リング、第2次審査（非公開）	令和6年 1月 下旬（予定）
⑬	審査結果の通知	令和6年 2月 上旬（予定）
⑭	審査結果の公表	令和6年 2月 上～中旬（予定）
⑮	基本協定締結 第I期事業契約	令和6年 2月 上～中旬（予定）

(3) 選定委員

選定委員は以下の者とする。なお、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする。

所 属	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	—	上原 伸一	神奈川県建築士会会長
学識経験者	—	大豆生田 啓友	玉川大学教育学部 乳幼児発達学科 教授
学識経験者	—	仲 綾子	東洋大学福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科 教授
子ども若者部	子ども若者部長	山下 龍太郎	
建設部	建設部副部長	下澤 伸也	
教育部	教育部副部長	栢沼 教勝	
子ども若者部	保育課副課長	下澤 栄子	

(4) 事務局

小田原市子ども若者部 保育課 保育施設係

住所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話：0465-33-1642 (FAX：0465-33-1456)

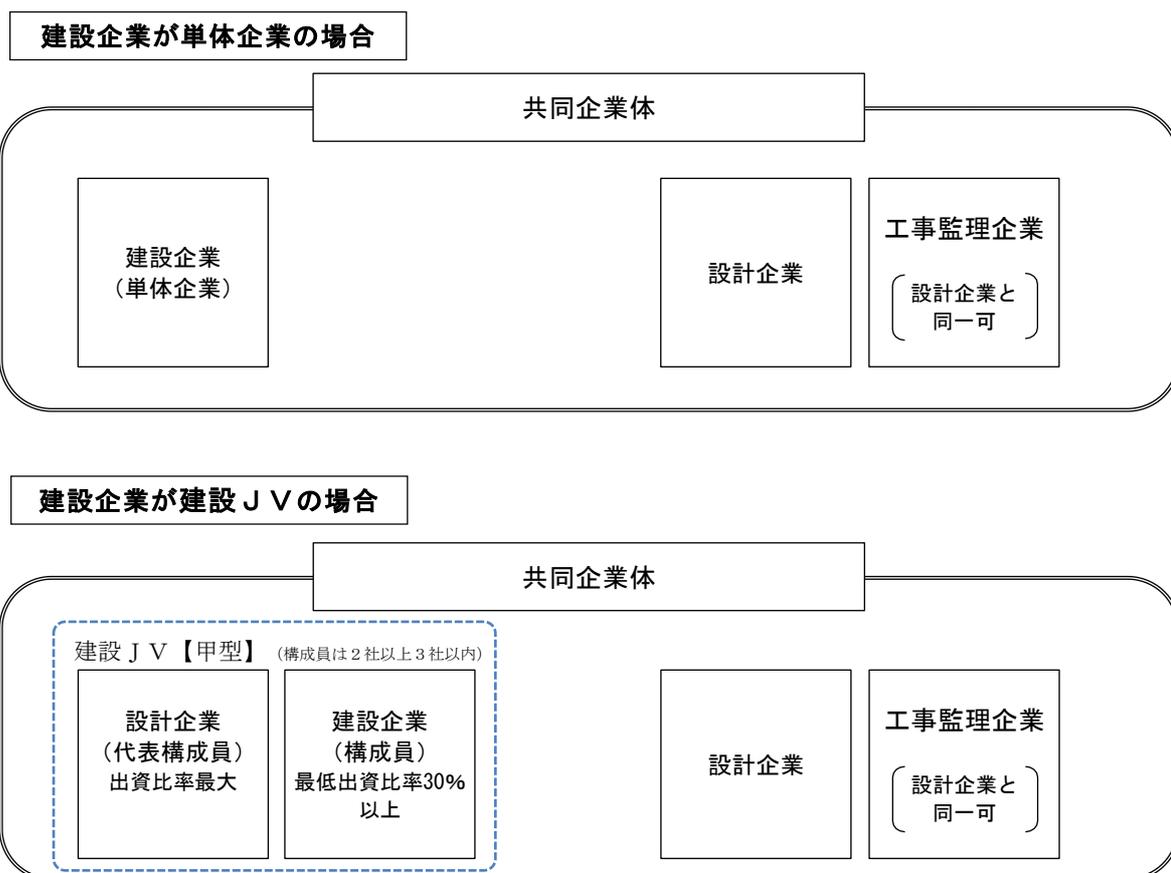
電子メール：ho-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp

4 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている共同事業体とする。

(1) 用語の定義

- ア 共同事業体 本事業を共同して実施するために、複数の業種の企業により結成される組織
- イ 建設JV 本事業における建設工事のために、複数の建設企業で結成する甲型の特定建設工事共同企業体



(2) 共同事業体の資格要件

- ア 共同事業体を構成する企業（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。
- (ア) 建設に係る業務等を担当する企業（以下「建設企業」という。）
 - (イ) 設計に係る業務等を担当する企業（以下「設計企業」という。）
 - (ウ) 工事監理に係る業務等を担当する企業（以下「工事監理企業」という。設計企業と同一企業も可とする。）
- イ 建設企業は、単体企業または建設JVとする。
- ウ 建設JVを組成する場合の構成員の数は2又は3とし、最低出資比率は2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。代表構成員は、次の条件を満たし、かつ最大の出資比率を占めること。
- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点の等級が異なるものによる組合せにあつては、上位等級の者。

- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点の等級が同じである場合は、特定建設業の許可を受けている者。
- (ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点の等級が同じであり、かつ特定建設業の許可を受けているものが複数いる場合は、その複数者の中から自主的に選定した者。

エ 共同事業体及び建設 J V の結成方法は、自主結成とする。

オ 共同事業体の代表者は、建設企業（建設 J V の場合は代表構成員）とする。

カ 共同事業体の代表者は、本事業全体をマネジメントする統括管理技術者を配置する。統括管理技術者の権限の範囲は、基本協定書による。

キ 共同事業体の代表者が応募手続きを行うとともに、発注者の対応窓口となること。

(3) 構成員の共通資格要件

ア 共通

(ア) 小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条の規定を満たす者であること。

(イ) 構成員が担当する業務に係る業種において、令和5・6年度小田原市競争入札参加者名簿に登録されている者であること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加表明書の提出日において、該当業務に係る営業項目において現に申し込み中であり、提案書の提出日において登録が完了している場合はこの限りでない。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後、審査を受けた小田原市における競争入札参加資格を有すること。

(エ) 参加表明書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

(オ) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第2号、第3号、第4号及び第5号に該当しないこと。

(カ) 地方税及び国税の滞納がないこと。

(キ) 別の共同事業体の構成員との間に、以下に該当する関係がないこと。ただし、以下に該当する関係を持つ者同士が共同事業体の代表者以外である場合を除く。

a 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(a) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- b 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (a) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- c その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
上記 a 又は b と同視し得る関係があると認められる場合。

(ク) 次のいずれかに該当する者でないこと。

- a 本事業のコンサルタント業務に関与した企業（日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社）及びこれらの企業と資本面または人事面で関係のある企業（※1）
※1 「資本面で関係のある企業」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている企業をいい、「人事面で関係のある企業」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業をいう。
- b 委員会の委員、委員の配偶者又は委員の3親等内の親族が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織でないこと。

(ケ) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(コ) 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員になることはできない。

イ 構成員の個別資格要件

(ア) 建設企業

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する建築工事業に該当する許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築工事一式に係る特定建設業の許可を受けていること。なお、建設JVの場合は、代表
- c 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点について次のとおりであること。

構成員が当該特定建設業の許可を受けていること。

<単体企業の場合>

小田原市内に本店を有し、910点以上であること。

<建設JVの場合>

・代表構成員

小田原市内に本店を有し、740点以上であること。

・構成員

小田原市内に本店を有し、740点以上であること。

(イ) 設計企業

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成25年4月以降に国又は地方公共団体が発注した延べ床面積が600㎡以上の建築物の新築・改修工事において、建築分野の設計を元請けとして受注した実績があること。
- c 平成25年4月以降に延べ床面積が600㎡以上の就学前教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園等、以下同じ）の新築工事において、建築分野

の設計を元請けとして受注した実績があること。

- d 平成25年4月以降に延べ床面積が600㎡以上の主要構造部を木造とした施設の新築工事において、建築分野の設計を元請けとして受注した実績があること。

(ウ) 工事監理企業（設計企業が兼ねることができる。）

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成25年4月以降に国又は地方公共団体が発注した延べ床面積が600㎡以上の建築物の新築・改修工事において、建築分野の工事監理を元請けとして受注した実績があること。
- c 平成25年4月以降に延べ床面積が600㎡以上の就学前教育・保育施設の新築工事において、建築分野の工事監理を元請けとして受注した実績があること。
- d 平成25年4月以降に延べ床面積が600㎡以上の主要構造部を木造とした施設の新築工事において、建築分野の工事監理を元請けとして受注した実績があること。

ウ 配置技術者の資格要件

(ア) 統括管理技術者

次に示す統括管理技術者を配置できること。

本事業全体をマネジメントするとともに、本事業の設計業務及び建設時における施工計画並びにコスト管理を行うものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 共同事業体の代表者となる建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(イ) 施工技術者

次に示す監理技術者、現場代理人及び各施工主任技術者を配置できること。

- a 監理技術者
 - (a) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
 - (b) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
 - (c) 共同事業体の代表者となる建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- b 現場代理人
 - (a) 本事業の工事現場に常駐させることができる者であること。
 - (b) 共同事業体の代表者となる建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- c 各施工主任技術者
 - (a) 各施工主任技術者の資格要件は、建設業法に準じ設置するものとする。
 - (b) 共同事業体の構成員となる建設企業又は再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ウ) 設計技術者

次に示す設計業務管理技術者及び各業務分野を担当する設計主任技術者を配置できること。

- a 設計業務管理技術者
 - 設計業務管理技術者は設計業務を統括管理するものとする。
 - (a) 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。

- (b) 平成25年4月以降に国、地方公共団体が発注した延べ床面積が600㎡以上の建築物の新築・改修工事の建築分野の設計に携わった実績があること。
(前職での経歴を含む。)
 - (c) 平成25年4月以降に延べ床面積が600㎡以上の就学前教育・保育施設の新築工事において、建築分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
 - (d) 平成25年4月以降に延べ床面積が600㎡以上の主要構造部を木造とした施設の新築工事において、建築分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
 - (e) 共同事業体の構成員となる設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- b 建築設計主任技術者
設計業務のうち、建築分野を担当するものとする。
- (a) 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
 - (b) 平成25年4月以降に延べ床面積が600㎡以上の就学前教育・保育施設の新築工事において、建築分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
 - (c) 平成25年4月以降に延べ床面積が600㎡以上の主要構造部を木造とした施設の新築工事において、建築分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
 - (d) 共同事業体の構成員となる設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- c 構造設計主任技術者
設計業務のうち、構造分野を担当するものとする。
- (a) 平成25年4月以降に国又は地方公共団体が発注した延べ床面積が600㎡以上の建築物の新築・改修工事の構造分野の設計に携わった実績があること。
(前職での経歴を含む。)
 - (b) 平成25年4月以降に延べ床面積が600㎡以上の主要構造部を木造とした施設の新築工事の構造分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
 - (c) 共同事業体の構成員となる設計企業又は再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- d 電気設備設計主任技術者
設計業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。
- (a) 平成25年4月以降に国又は地方公共団体が発注した延べ床面積が600㎡以上の建築物の新築・改修工事の電気設備分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
 - (b) 共同事業体の構成員となる設計企業又は再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- e 機械設備設計主任技術者
設計業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。
 - (a) 平成25年4月以降に国又は地方公共団体が発注した延べ床面積が600㎡以上の建築物の新築・改修工事の機械設備分野の設計に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
 - (b) 共同事業体の構成員となる設計企業又は再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(エ) 工事監理技術者

次に示す工事監理業務管理技術者及び各業務分野を担当する工事監理主任技術者を配置できること。

- a 工事監理業務管理技術者
工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理するものとする。
 - (a) 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
 - (b) 平成25年4月以降に国又は地方公共団体が発注した延べ面積が600㎡以上の新築・改修工事の建築分野の工事監理に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
 - (c) 平成25年4月以降に延べ面積が600㎡以上の主要構造部を木造とした施設新築工事の建築分野の工事監理に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
 - (d) 共同事業体の構成員となる工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- b 建築工事監理主任技術者
工事監理業務のうち、建築分野を担当するものとする。
 - (a) 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
 - (b) 共同事業体の構成員となる工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- c 構造工事監理主任技術者
工事監理業務のうち、構造分野を担当するものとする。
 - (a) 建築士法第2条に規定する一級建築士又は同法第10条の3に規定する構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - (b) 共同事業体の構成員となる工事監理企業又は再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- d 電気設備工事監理主任技術者
工事監理業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。
 - (a) 実務経験年数10年以上の電気設備工事監理実績のあるもの。
 - (b) 共同事業体の構成員となる工事監理企業又は再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- e 機械設備工事監理主任技術者
工事監理業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。
 - (a) 実務経験年数10年以上の機械設備工事監理実績のあるもの。
 - (b) 共同事業体の構成員となる工事監理企業又は再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 留意事項

- (ア) 参加表明書の提出時点において、配置技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加表明書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、上記の資格要件を満たしていなければならない。
複数名の候補者をもって提出した場合は、提案書の提出時までには配置技術者を決定し、参加表明書のうち当該配置技術者に係る様式（様式 5-1、5-2、5-3、5-4）を再提出すること。
- (イ) 設計技術者及び工事監理技術者については、主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。また、構造分野、電気設備分野及び機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者が所属する企業が、他の応募者の協力企業となっていないこと。
- (ウ) 配置技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により技術者を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議し、発注者が診断書等によりやむを得ないと認めた場合で、かつ、同等以上の資格及び経験を有する技術者を配置することの確認を受けた場合はこの限りでない。なお、他の業務を受注したことを理由とする配置技術者の変更は認めない。
- (エ) 配置技術者の兼務については、次頁一覧表のとおりとする。なお、配置技術者を兼務する場合、兼務しようとする配置技術者について前記「ウ 配置技術者の資格要件」に掲げる要件を満たすこと。

○：兼務可　－：兼務不可

配置技術者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
① 統括管理技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 監理技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 現場代理人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 建築施工主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 電気施工主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 機械施工主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 設計業務管理技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 建築設計主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 構造設計主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩ 電気設備設計主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪ 機械設備設計主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑫ 工事監理業務管理技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬ 建築工事監理主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑭ 構造工事監理主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑮ 電気設備工事監理主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑯ 機械設備工事監理主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5 手続等に関する事項

(1) 実施要領等の交付の方法

小田原市ホームページからのダウンロード及び貸出CD-R等による。

<URL><https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/edu-ch/kosodate/topics/p37060.html>

(2) 質問書1の受付及び回答（参加申し込み等に関する質問）

本プロポーザルの参加申し込み及び第1次審査について質問がある場合は、次のとおり提出すること。電話、ファクシミリ、口頭等による質問並びに評価及び採点に関する質問は受け付けない。

なお、技術提案書に関する質問については別に受付期間を設ける。

ア 受付期間：令和5年10月19日（木）午前9時から10月23日（月）午後3時まで

イ 受付場所：前記「3（4）事務局」と同じ

ウ 提出書類：質問書1（様式1-1）

エ 提出方法：電子メールによる。（電話での問い合わせに対する回答はしない。）

電子メール送信後、前記「3（4）事務局」へ電話で到着確認をすること。

オ 回答方法：令和5年10月27日（金）から小田原市のホームページにて公表する。

(3) 参加申し込みの受付

ア 受付期間：令和5年10月30日（月）から11月2日（木）まで

（土日、祝日を除く午前9時から午後3時まで）

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

イ 受付場所：前記「3（4）事務局」と同じ

ウ 提出書類：次に掲げる書類を提出すること

（ア）参加表明書（様式2）

参加表明書には次の書類を添付すること。

a 構成員一覧表（様式3）

b 小田原市競争入札の参加資格者名簿に未だ登録されていない者については、競争入札参加資格認定申請に関する資料の写し等

(a) 競争入札参加資格認定申請に関する資料の写し

(b) 設計業務に当たる者の建築士事務所登録の写し

(c) 建設企業（建設JVの場合は代表構成員）にあつては、建築一式工事の特定建設業の許可証の写し

(d) 工事監理業務に当たる者の建築士事務所登録の写し

※各業務を構成する企業に同一の企業がある場合は、それぞれ提出すること。

c 納税証明書

全ての構成員の書類を提出すること。

(a) 前年度の法人事業税の納税証明書

※都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が0であるものに限る。（写し可）

- (b) 前年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（その1）

※ 税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が0であるものに限る。（写し可）

- (c) 市税完納証明書（写し可）

d 各業務に当たる者の実績

- (a) 設計業務に当たる者の実績（様式4-1）

- (b) 工事監理業務に当たる者の実績（様式4-2）

※1 実績は、設計、工事監理の各業務に当たる者それぞれについて1件とすること。

※2 設計業務に当たる者と工事監理業務に当たる者が同一の場合も、それぞれ実績を提出すること。

※3 設計業務及び工事監理業務の実績については、該当業務の内容が確認できる契約書の写し、平面図等の写しを提出すること。当該業務が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録されている場合は、記載部分の写し、記載した業務の内容が確認できる平面図等の写しを提出すること。

e 配置技術者の資格及び実績

- (a) 統括管理技術者の資格（様式5-1）

- (b) 施工技術者の資格（様式5-2）

- (c) 設計技術者の資格及び実績（様式5-3）

- (d) 工事監理技術者の資格等（様式5-4）

※1 業務の実績は、配置技術者ごとに1件とすること。

※2 複数の配置技術者の経験が同一の場合も、配置技術者ごとに提出すること。

※3 業務の実績については、契約書の写し、平面図等の写し、配置技術者の従事状況の証明書類を提出すること。なお、当該業務が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録されている場合は、記載部分の写し、記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写しを提出すること。

- (イ) 委任状（様式6）

- (ウ) 共同事業体協定書の写し（参考書式1）

- (エ) 特定建設工事共同企業体協定書の写し（参考書式2、建設企業が単体企業の場合は不要）

エ 提出方法：

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る）により提出すること。なお、電送によるものは受け付けない。郵送、託送による場合は、封筒に「橘地域認定こども園整備事業公募型プロポーザル参加表明書在中」と朱書きにより明記すること。なお、応募者には参加表明書を受領した旨を通知する。

※持参する場合は、提出の前に提出日時を電話にて連絡すること。

オ 提出部数：原本1部、写し10部

(4) 第1次審査結果通知書の交付

(3) で受けた参加申し込みの内容について、参加資格の確認を行い、第1次審査結果通知書を令和5年11月10日(金)に共同事業体の代表者に通知する。

(5) 質問書2の受付及び回答(提案書等に関する質問)

第2次審査に参加する応募者は、本プロポーザルの提案書等について質問がある場合は、次のとおり提出すること。電話、ファクシミリ、口頭等による質問並びに評価及び採点に関する質問は受け付けない。

ア 受付期間：令和5年11月13日(月)午前9時から11月14日(火)午後3時まで

イ 受付場所：前記「3(4)事務局」と同じ

ウ 提出書類：質問書2(様式1-2)

エ 提出方法：電子メールによる。(電話での問い合わせに対する回答はしない。) 電子メール送信後、前記「3(4)事務局」へ電話で到着確認をすること。

オ 回答方法：令和5年11月21日(火)までに質問者へ電子メールにより回答する。

(6) 個別対話書の受付及び個別対話の実施

提案書等の改善、事業費の上限内で要求水準書内容を満たす施設計画案を実現するため、要求水準書内容の解釈に関する事項、提案可能範囲等についての確認を行うことを目的に、第2次審査に参加する応募者と事務局等の中で個別対話を実施する。なお、個別対話は非公開とする。電話、ファクシミリ、口頭等による個別対話は受け付けない。

ア 受付期間：令和5年12月4日(月)午前9時から12月6日(水)午後3時まで

イ 受付場所：前記「3(4)事務局」と同じ

ウ 提出書類：個別対話申込書(様式1-3)、個別対話書(様式1-4)

エ 提出方法：電子メールによる。(電話での問い合わせに対する回答はしない。) 電子メール送信後、前記「3(4)事務局」へ電話で到着確認をすること。

オ 実施日：令和5年12月13日(水)

開始時間については、別途、第2次審査に参加する応募者に通知する。

カ 実施場所：別途、第2次審査に参加する応募者に通知する。

キ 実施方法：個別対話は、個別対話書に基づき対面で行う。

ク 留意事項：個別対話において、発注者は、他の応募者の提案、個別対話書及びその内容等、他の応募者に係る情報は一切提示しない。ただし、個別対話の内容のうち、公平性を確保するため他の応募者へも公表すべき内容については、当該者と確認の上、個別対話後、全応募者に公開する。

(7) 提案書等の受付

ア 受付期間：令和6年1月11日(木)から令和6年1月16日(火)まで
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

イ 受付場所：前記「3(4)事務局」と同じ

ウ 提出書類：提案書（様式7、様式8-1～8-2、実績等確認書類）
地域貢献関心表明書（様式8-3）
提案価格書及び提案価格内訳書（様式9-1～9-2）

エ 提出部数：実績等確認書類及び内訳明細書は2部
提案価格書、提案価格内訳書は原本1部、写し10部その他は15部

※提案書等の電子データをCD等に収めたものを1枚提出すること。なお、当該データは事前のウイルスチェックを実施すること。なお、データの形式はPDF形式とする。（提案価格内訳書（様式9-2）及び内訳明細書についてはEXCEL形式も提出すること。）

※提出された提案書等は、返却しない。

※受付期間を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

オ 提出方法：前記「(3)エ 提出方法」と同じ

(8) 提案書等の作成要領

ア 提出書類：

書 類	内 容
提案書（表紙） 【様式 7】	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者印を押印すること。
提案書 【様式 8-1 ~ 8-3】	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書を確認のうえ、作成すること。 ・以下の内容について提案すること。 ① 事業遂行能力 <ul style="list-style-type: none"> a 実施体制（様式 8-1） b 工程計画（様式任意・A3 横判、片面 1 ページ） ※工程計画は、事業全体及び各業務（基本設計、実施設計、建設、開業準備）が最低限確認できるものとする。また、関係法令等に基づく行政手続の期間を踏まえること。 ② 施設計画に関する事項 （様式任意・A3 横判、各片面 1 ページ） <ul style="list-style-type: none"> a 配置・建築・外構計画 b 構造・設備計画概要 c 小田原産木材の活用・ZEB化・SDGs ※以下の図面等を添付すること。（A3 横判、任意様式） <ul style="list-style-type: none"> (a) 設計概要（各室面積表） (b) 配置図+1 階平面図（外構計画含む）、 2 階以上平面+屋根伏図 立面図、断面図、 仕上表 (c) 外観・内観パース ③ 業務に関する事項 （様式任意・A3 横判、片面 1 ページ） <ul style="list-style-type: none"> a コスト管理 b 品質確保 c 工程管理 d 安全等管理 ④ 地域貢献・社会貢献（様式 8-2） <ul style="list-style-type: none"> a 地域貢献 b 社会貢献
提案価格書 【様式 9-1】 提案価格内訳書 【様式 9-2】	<ul style="list-style-type: none"> ・提案価格は、消費税及び地方消費税（10%）を含めないこと。 ・資料 1-3 別紙 1 提案価格内訳書作成要領に従い作成すること。

イ 作成にあたっての留意事項

- (ア) 提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。文字の大きさは10.5ポイント以上（図面、イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とすること。
- (イ) 様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。
- (ウ) 審査を公平に行うため、応募者が特定できるような表現は避けること。

ウ その他

- (ア) ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。
- (イ) 各ページに通し番号を振ること。
- (ウ) 提案書は、折らずに提出すること。

(9) 参加を辞退する場合

提案書等を提出した応募者が、以降の参加を辞退する場合は、電話にて事前連絡のうえ、速やかに「参加辞退届（様式10）」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

6 第1次審査

(1) 審査方法（非公開）

応募者から提出された参加表明書に関する審査を行う。

(2) 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果については、令和5年11月10日（金）に共同事業体の代表者に通知する。

(3) その他

ア 第1次審査の結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

イ 提出書類は、第1次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出された参加表明書は返却しない。

7 第2次審査

予め、応募者から提出された提案書及び提案価格書等の内容を確認し、書類の不備が確認された場合、または、提案価格が「2（5）事業費」に記載する第Ⅰ期又は第Ⅱ期の事業費上限額を上回った場合には、当該応募者を失格とする。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングについて（非公開）

- ア 応募者は提案書の説明（パワーポイント）をプレゼンテーションで行う。
- イ パワーポイントによるプレゼンテーションに使用する資料は、提案書の内容のみを使用した静止画とし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ウ プレゼンテーションに出席できる者は8名までとする。なお、配置技術者のうち、統括管理技術者、監理技術者、設計業務管理技術者、構造設計主任技術者は必ず参加すること。
- エ プレゼンテーション後に、委員会及び事務局によるヒアリングを行う。
- オ プレゼンテーションの場において、応募者が特定可能となるような表現をしないこと。
- カ プレゼンテーション・ヒアリングは令和6年1月下旬を予定しているが、詳細については、別途連絡する。
- キ プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン及びケーブル等は応募者が準備すること。
- ク 感染症による緊急事態宣言等への対応により、プレゼンテーションの実施方法を変更することがある。その場合は、詳細について別途連絡する。

(2) 評価方法及び優先交渉権者の選定

- ア 優先交渉権者の選定は、提案書評価及び価格点により行う。
- イ 提案書評価は、委員会が提案書並びに、プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。
- ウ 価格点は、提案価格書（前記「5（8）ア」）により算出する。
- エ 提案書評価及び価格点に配分する得点は次のとおりとする。

評価項目	評価配点	ウエイト	備考
提案書評価	320点	80%	各委員の評価点の平均 (実績評価除く)
価格点	80点	20%	
総合評価点	400点	100%	

オ 提案書評価における、評価項目及び評価の着眼点等の詳細は次のとおりとする。

評価項目 (関連様式)	評価の着眼点	主な評価の視点	評価点	
事業遂行能力 (様式8-1)	実施体制	・就学前教育・保育施設、木造耐火建築物、ZEB認証取得の企業実績	10	40
		・就学前教育・保育施設、木造耐火建築物等の経験豊富な担当者	10	
	工程計画	・事業スケジュールの各フェーズにおける合理性	20	
施設計画に 関する事項 (様式任意)	配置・建築・ 外構計画	① 安心・安全でぬくもりやゆとりが感じられる施設	20	90
		② 教育・保育の質的向上が図られる施設	20	
		③ 保護者、地域、学校等との連携がしやすい施設	20	
		④ 配置計画・園庭計画について	20	
		⑤ 橋地域ならではの施設として配慮した点	10	
	構造・設備 計画	① 認定こども園における木造としての構造計画	20	40
		② 認定こども園に適した設備計画	20	
	小田原産木材 の活用・ZEB 化・SDGs	① 小田原産木材の調達に関するスキームの提案 ・小田原産木材の調達に関するスキームの提案 ・市内事業者への優先発注に関する提案	30	75
		② 木造化・木質化への積極的な使用提案 ・小田原産木材の構造材への使用率・使用箇所 ・小田原産木材の仕上材等への使用率・使用箇所 ・木材の維持管理について	30	
		③ ZEB Readyに近づけるための提案	10	
		④ SDGsの提案	5	
	業務に 関する事項 (様式任意)	コスト管理	① 設計から施工までを通じて提案時の価格を維持する取組	30
② 基本設計における「小田原市公共建築工事積算基準」及びRIBC2に準じる内訳明細書等の作成				
③ 物価・労務費上昇に対する対応策の提案				
④ 実施設計～施工を見据えた価格維持の対応策の提案				
品質確保	・設計から施工までを通じた品質確保の取組	10		
工程管理	・設計から施工までを通じた工程管理の取組	10		
安全等管理	・施工時における安全管理と周辺対応への取組	10		
地域貢献 ・社会貢献 (様式8-2)	地域貢献	・地元企業への発注	10	15
	社会貢献	・持続可能な社会への貢献、女性活躍、障がい者雇用、防災活動、地域活動、環境保全活動	5	
合計			320	

- カ 委員会は、総合評価点が最も高いものを優先交渉権者、次に高いものを次点交渉権者として選定する。
- キ 総合評価点が最も高いものが同点で2者以上ある場合は、以下の項目順で点数比較を行い、得点が高い順に当該同点者の順位を決定する。
 - (ア) 配置・建築・外構計画（（2）オ 提案書評価）
 - (イ) 小田原産木材の活用・ZEB化・SDGs（（2）オ 提案書評価）
 - (ウ) 価格点
- ク 提案書評価の評価点が192点（60％）に達しないものは失格とする。
- ケ 同一の主な評価の視点において、選定委員のうち2人以上で最も低い評価（E評価）がある者は失格とする。
- コ その他、不測の事態が生じた場合は、委員会の協議のうえ、決定する。

（3）結果の公表

- ア 審査結果の通知及び審査結果の公表
審査結果については、応募者に通知するとともに、令和6年2月上旬～中旬頃に小田原市ホームページで公表する。
- イ 審査結果に関する質問
参加事業者からの審査結果に関する質問等については、書面により受け付ける。その場合、審査結果の公表日（市ホームページ掲載日）の翌日から起算して5日以内（土、日曜日を除く。）に提出すること。ただし、異議申し立ては一切受け付けない。
- ウ 質問の提出場所
前記「3（4）事務局」と同じ

8 資格の喪失等に関する事項

- （1）次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。
 - ア 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
 - イ その他不正な行為があったと認められたとき。
- （2）参加表明書及び提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- （3）提出された参加表明書及び技術提案書等が次のいずれかに該当する場合は、原則、その参加表明書及び提案書等を無効とする。
 - ア 参加表明書、提案書等の全部または一部が提出されていない場合
 - イ 参加表明書、提案書等と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書、提案書等である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 実施要領等に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
 - キ 発注者名に誤りがある場合
 - ク 事業名に誤りがある場合
 - ケ 応募者名に誤りがある場合
 - コ その他、未提出又は重大な不備がある場合

9 契約に関する事項

(1) 提案事業費

提案書に事業費の縮減に係る内容があった場合は、提案価格書に記載された提案価格に基づき本事業を実施することを原則とし、優先交渉権者の責による事業費の増額に係る交渉には応じない。ただし、設計段階において、発注者からの設計変更の求めに応じ、それに係る事業費の増額を発注者が認めた場合はその限りではない。

(2) 業務協定の締結

発注者と優先交渉権者は、速やかに基本協定を締結する。

(3) 第Ⅰ期事業契約の締結

ア 契約内容に関する詳細協議について

発注者と優先交渉権者は、基本協定の締結後、速やかに契約内容に関する詳細協議を行う。なお、優先交渉権者の特定をもって提案書に記載された全内容を承認するものでなく、協議において、必要な範囲内で提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで契約の仕様に反映することができる。

イ 契約の締結について

発注者と優先交渉権者は、契約内容に関する詳細協議後、第Ⅰ期事業に関する見積り合わせを行い、基本協定書に基づく契約を締結する。優先交渉権者は、見積り合わせ時に第Ⅰ期事業の工程を提出し、着実に第Ⅰ期事業を実施する意思を示すこと。なお、見積り合わせに係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。

ウ 契約金額について

契約金額は原則として、事業費上限額及び提案価格を超えないこととする。

エ 優先交渉権者との協議が不調の場合の措置

優先交渉権者との協議が整わない場合及び資格を喪失した場合は、次点候補者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

オ その他の場合の措置

優先交渉権者（次点候補者を優先交渉権者とした場合を含む。）が契約締結までに参加要件を満たさなくなった場合、本プロポーザルの手続きにおける不正又は提案書等の虚偽記載等が判明した場合若しくは事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、契約を締結しない。

カ 契約保証金は、小田原市契約規則による。

(4) 第Ⅱ期事業契約の締結

ア 第Ⅱ期事業に係る価格等の交渉については基本協定書による。価格等の交渉には、優先交渉権者が配置する統括管理技術者が出席すること。

イ 第Ⅱ期事業に係る工事価格は、第Ⅰ期事業において実施する積算業務（要求水準書で規定する積算基準による積算業務：基本設計における設計概算）における工事価格及び提案価格を越えてはならない。

ウ 優先交渉権者との交渉が不成立となった場合、優先交渉権者は辞退届を提出すること。なお、第Ⅰ期事業で行った設計業務の成果品に関する著作権は、引渡し時

に発注者に無償で譲渡すること。また、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る優先交渉権者の著作権（同法第17条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡すること。なお、発注者は、この成果品を用いてDB事業者選定のため、一般競争入札（優先交渉権者を除く。）を実施する。

- エ 価格等の交渉に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。
- オ 価格等の交渉の成立後、発注者は、小田原市契約規則により、優先交渉権者と見積り合わせを行い、要求水準書等に基づく契約を締結する。
- カ 見積り合わせに係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。
- キ 契約保証金は、小田原市契約規則による。

10 契約書等の作成

配付する（案）を基に、「基本協定書」、「第Ⅰ期事業契約書」、「第Ⅱ期事業契約書」を優先交渉権者で作成すること。

11 支払条件

第Ⅰ期事業契約に係る費用及び第Ⅱ期事業契約に係る費用（前払金及び部分払金を含む。）の支払い条件は、優先交渉権者から提出される総合工程表を発注者と優先交渉権者にて確認・協議のうえ、決定する。

12 監理技術者の専任

第Ⅱ期事業契約の締結後に、監理技術者の専任違反の事実が確認された場合、優先交渉権者の責により工事請負契約を解除することがある。なお、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

13 技術提案の責任の所在

優先交渉権者は、提出書の内容に基づき、本事業を行わなければならない。

14 留意事項

- (1) 提案書等全ての提出書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 応募者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するものとし、委員会において審査を行い、選定の可否を決定する。
- (4) 建設予定地の現地見学は行わない。必要に応じて、当該敷地の外から確認すること。
- (5) 提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に応募者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。
- (7) 発注者は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし公表の際の使用料等は無償とする。
- (8) 発注者が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (9) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ発注者が変更を認めたときはこの限りではない。
- (10) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、承諾を必要としない。
- (11) 提案書の作成、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に要する費用は、応募者の負担とする。